I 映像展示コーナー等整備業務コンセプト

1 現状

霞ケ浦環境科学センターは、平成17年4月の開設以来、霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼・河川の水質浄化に対する取り組みを行う総合的な拠点を目指して、各種展示を行い水質浄化についての知識の普及・啓発に努めてきたところである。

展示の一部リニューアルについては、平成22年度に、県民の水質浄化に対する理解の さらなる促進と来館者の増加を図ることを目的として、生活排水対策や植生浄化にスポットを当てた展示を導入した。[「ぴゅあ」の湖の一大事、水生植物のはたらきを考える、 わたしの霞ヶ浦宣言(湖に優しい生活排水を考える)]

また、平成 26 年度に、設立 10 周年に向けて、子どもから大人までが、いつ訪れても「新しさ」・「面白さ」を感じられる展示とすることを目的に改修を行った。[「霞ヶ浦流域情報」ゾーンの新設(ジオラマの制作)、グラフィックパネルをパネル掛け方式へ改修、液晶紙芝居(「暮らしの変化」)の移設など]

2 課題

平成30年10月に第17回世界湖沼会議がつくば国際会議場をメイン会場に本県で開催されることから、霞ヶ浦の水質浄化をはじめ環境保全に対する県民意識の一層の高揚と同会議開催に向けた気運醸成を図るとともに、海外からの参加者など増加が見込まれるセンターへの来館者の受入態勢を整えるため、新たな映像展示コーナーの整備や展示室等館内への外国語案内表示を整備する必要がある。

3 必要性

(1)映像展示コーナーの整備

現在、地球環境ゾーンに『地球環境大冒険』映像展示を設け、茨城県の水環境からさらに視野を広げ、茨城県の環境問題全般や、地球環境問題についての展示を行っている。 環境問題について広い認識・理解を促すとともに、体験的で印象深い展示手法(映像ゲーム)を採用することで、子どもたちが楽しく学ぶことができる場としていたが、機器の老朽化に伴う故障や不具合により展示装置を停止しており、新たなコーナーとして全面改修する必要がある。

(2) 展示室等における外国語表記の整備

現在,館内の案内表示や展示室のタイトル・サイン,展示室の解説パネルについては, ほぼ日本語でのみ表示しており,英語や他言語での表記にはほとんど対応していない。 国や県の指針でも次のように多言語対応を進めるよう規定されていることから,外 国語表記に対応する必要がある。 ・『美術館・博物館等の文化施設において、展示解説や館内案内板における外国語表示…に対する支援を行い、多言語化対応を進める…』

「観光ビジョン実現プログラム 2017」(観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2017)[平成 29 年 5 月 30 日, 観光立国推進閣僚会議, 所管:国土交通省観光庁]

・『…日本語でのやり取りが困難な観光客でも快適に滞在できるよう、多言語による観光情報の提供や道路標識・案内板への外国語併記をすすめます。…』

「いばらきグローバル化推進計画」[平成28年2月17日,知事直轄国際課]

4 コンセプト

(1)映像展示コーナーの整備

液晶画面・スピーカー・アンプ・CCD カメラ・PC などを用い、来館者が楽しく印象的なゲームを行い、体を使った遊びを通じて環境について体感的に学ぶことができる展示の提案及び整備を行うこと。展示の内容については、次の点に留意すること。

- ・ボタンを押して「見る」・「聞く」タイプの展示でなく、身体の一部を動かしながら 体験するボディアクション型・参加型・体験型の展示であること。
- ・楽しみながら学べるように、クイズやゲームの要素を取り組むこと。
- ・授業を目的とした教師と小学生のグループや余暇・レジャーを目的とした小学生を 含む家族のグループを主なターゲット層とし、子どもにわかりやすい内容とする こと。
- ・展示装置の操作については無人運営とし、来館者自身が操作することで使用できる ものとすること。

(2) 展示室等における外国語表記の整備

下表のとおり整備を行うこと。

なお,委託者(県)が日本語原稿を提供するので,受託者の経費で各言語に翻訳し監修者(県国際交流協会や専門業者等)の監修を受けること。

	英語 [翻訳·監修]	中国語(簡体字) [翻訳·監修]	韓国語 [翻訳・監修]
① パンフレット	_	0	0
② 館内の案内表示	0	0	0
③ 展示室のゾーンサイン	0	_	_
④ 展示室の解説パネル	0	_	_
⑤ 展示室の映像ナレーション	○ [吹き替え又は字幕]	_	_

5 配慮点

(1)映像展示コーナーの整備

- ・堅牢で長期使用に耐え得るものであること。
- ・保守管理及び修繕が安価かつ容易に行えること。
- ・展示装置のシステム及び部品は、特定メーカー(業者)の独自技術に大きく依存したものでなく、改修や修繕時に汎用性があること。
- ・来館者の安全性に十分に配慮したものであること。
- ・陳腐化が早い内容の展示を避けること。
- ・既設展示コンセプト(別紙のとおり)との調和がとれた展示とすること。

(2)展示室等における外国語表記の整備

「いばらき多言語表記ガイドライン」[平成28年10月,商工労働観光部観光局国際観光課]や「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」[平成26年3月,国土交通省観光庁]に準拠すること。主な内容は次のとおり。

(1) 多言語表記する場合の言語数

日本語+英語及びピクトグラムによる対応を基本としつつ,需要,地域特性, 視認性などを考慮し,中国語(簡体字・繁体字),韓国語を整備することが望ま しい。

- (2) 多言語表記が求められる項目
 - ①入場案内
 - ②案内サイン
 - ③展示内容解説
 - ※日本特有のモノや文化,歴史等,外国人旅行者に意味が伝わりにくい展示物等については,日本語解説の単なる直訳でなく,日本について知識のない外国人の視点を意識した記載を盛り込むことが望ましい。